

メガソーラー対策パッケージの各施策の実行状況（令和8年3月末時点）

施策名		令和8年3月末時点の対応状況（対応が完了していないものは今後の予定を含む）	
1 不適切事案に対する法的規制の強化等	① 自然環境の保護	○環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】 ・環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。見直し後には、見直しの考え方等を地方公共団体に周知し、必要な連携を図る。加えて、環境影響評価に関する審査の厳格化や指導の徹底等、実効性の強化を図る（次期通常国会中に検討結果を取りまとめた後、環境影響評価法施行令等を改正予定）。	・法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模の見直し等について検討を行うため、令和8年1月に「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」を設置した。これまでに計3回開催し、計7団体からヒアリングを実施しながら、議論を進めている。今国会中に検討結果を取りまとめた後、環境影響評価法施行令等を改正予定。
		○種の保存法の在り方の検討【環境省】 ・希少種の保全上重要な生息・生育地を保全するため、生息地等保護区の設定を推進するとともに、希少種保全に影響を与え得る開発行為について、事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等について検討する（令和8年夏頃の検討会取りまとめ結果を踏まえ、必要な制度改正を実施予定）。	・令和7年10月に立ち上げた「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会」において、再エネ導入と希少種保全との間に生じている課題への対応や生息地等保護区の設定推進も含め、同法に関する現状の課題解決の方向性や、今後の法律の在り方について検討を実施中。令和8年夏頃に取りまとめを行い、その結果を踏まえ、必要な制度改正を実施予定。
		○文化財保護法に関する事務連絡の発出【文部科学省】 ・事業の実施に伴う天然記念物への影響の確認が不十分なまま天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制するため、自治体が事業者に対して工事による天然記念物への影響の確認に係る助言を行う際の留意事項を整理し、自治体へ事務連絡を発出する（令和7年度中に実施予定）。	・自治体が事業者に対して工事による天然記念物への影響の確認に係る助言を行う際の留意事項を整理。3月末に自治体へ事務連絡を発出した。
		○自然公園法に基づく釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】 ・湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の公園区域を拡張し、公園区域内の開発を適切に規制する（令和8年度中に区域拡張を目指す）。	・令和8年度中の釧路湿原国立公園区域の拡張を目指し、令和7年11月に作成した基本方針に基づき、現在、関係自治体等と具体的な拡張区域についての調整を実施中。
	② 安全性の確保	○森林法に基づく林地開発許可制度の規律強化【農林水産省】 ・森林の有する災害の防止等の公益的機能を阻害しないよう、林地開発を適正に規制する観点から、改正森林法に基づき、許可条件違反に対する罰則や命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化する（法改正と併せて一部許可基準等の見直しを検討）（令和8年4月施行予定）。	・林地開発許可制度の規律を強化するため、許可条件違反に対する罰則や命令に従わない者の公表等を新たに規定した改正森林法を令和8年4月1日から施行するとともに、検討会での有識者による意見等を踏まえ、一部許可基準等を改正した。
		○電気事業法における保安規制の強化【経済産業省】 ・太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、安全性を更に向上させる観点から、10kW以上の全ての太陽電池発電設備について、土木建築の専門性を有する第三者機関が、工事前に構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを設ける（令和8年通常国会での法案提出を目指す）。	・「電気事業法の一部を改正する法律案」が令和8年3月24日に閣議決定され、国会に提出された。
		○太陽光発電システムのサイバーセキュリティ強化【経済産業省】 ・太陽光発電や蓄電池のサイバーセキュリティ対策を向上させるため、これらの設備を送配電網に接続する際の技術的要件（一般送配電事業者の約款の一部）を改正し、「JC-STAR」（一定のサイバーセキュリティ基準への適合を証明するラベリング）を取得した機器の利用を要件化する（令和7年12月に方針決定済）。	・要件の適用開始となる令和9年4月（低圧で連携する設備は令和9年10月）までに、各社の製品について「JC-STAR★1」の基準を満たした上で適合ラベルを取得するよう、メーカーに依頼済み。
	③ 景観の保護	○景観法の活用促進【国土交通省、農林水産省、環境省】 ・市町村等が、明確な景観形成基準を設けた景観計画を策定し、事業者に対し当該基準に適合しない設置行為を適切に制限出来るよう、景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表を行う（令和8年春頃までに実施予定）。	・令和8年3月31日付で改正景観法運用指針を発出。 ・景観法活用マニュアルについて、4月中旬に公表予定。
	④ その他	○土地利用規制等に係る区域の適切な設定【農林水産省、国土交通省、環境省等】 ・事業者が事業の初期段階において実施場所を検討する際に、各種の土地利用規制等に係る区域が重要であることから、国と地方が連携し、当該区域設定を適切に行う。併せて、各自治体が再エネ導入を促進するエリアについても、各地域の実情に応じ、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ導入の促進区域の適切な設定等を支援する。	・各種の土地利用規制については、引き続き国と地方の連携の下、当該区域設定を適切に行っていく。 ・地球温暖化対策推進法に基づく再エネ導入の促進区域については、令和7年度補正予算において、太陽光発電を含む再エネの促進区域の設定に向けたゾーニング等の取組への支援（間接補助3/4、上限25万円）のほか、新たに、促進区域を設定するための理解醸成等の取組への支援（委託事業）を措置した。引き続き、促進区域の適切な設定等に向けて支援を行っていく。
		○関係法令の適切な運用等【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省等】 ・現在すでに開発に着手されたものであっても、法令が遵守され、地域共生が確保されるよう、森林法、文化財保護法、土壌汚染対策法、盛土規制法を始めとする各種の関係法令の規制を総動員し、厳格に対応する。 ・関係法令違反を覚知したFIT/FIP認定事業については、速やかに交付金一時停止措置を講じる等、引き続き、FIT/FIP制度を厳格に運用するとともに、必要な執行体制の強化を図る。	・現在すでに開発に着手された事業に対しても、現行の関係法令の規制を総動員し、引き続き厳格に対応していく。 ・FIT/FIP認定事業に対しては、令和8年3月末時点で、関係法令違反等の不適切な発電事業者延べ427件についてFIT/FIP交付金の一時停止措置を実施済み。引き続き制度の厳格な運用に努めていく。
		○太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保【環境省、経済産業省】 ・2030年代後半から大量排出が見込まれる事業終了後の太陽光パネルについて、適切な廃棄、リサイクルが確保されるよう、既存制度の厳格な運用及び実効的な制度整備を進める。あわせて、リサイクル費用低減に向けた技術開発や、リサイクル設備の導入等への支援を行う。	・既存制度（廃棄物処理法の排出事業者責任に基づく適正処理義務、再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度等）の厳格な運用については、引き続き適切に対応していく。 ・実効的な制度整備については、環境省及び経済産業省において、社会全体のコストの抑制を図りつつ、リサイクルに向けた処理体制を構築する観点から、効率的にリサイクルが実施可能な多量の事業用太陽電池を廃棄しようとする者への規制措置を講ずるとともに、費用効率的なリサイクルを推進するためのリサイクル事業者への措置等を講ずる法制度案を検討し、令和8年1月23日の中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議で、その検討状況を報告した。早期に法案を国会に提出することを目指す。 ・リサイクル費用低減に向けた技術開発や、リサイクル設備の導入等への支援については、令和8年度予算案において、リサイクル費用低減に向けた技術開発支援、再生材の売却益向上に資する技術実証、収集運搬の効率化の実証、リサイクル設備の導入支援、保管施設の導入支援等の予算を計上している。

<p>2</p> <p>・地域の取組との連携強化</p>	<p>○「再エネ地域共生連絡会議」の設置【経済産業省、環境省、総務省】</p> <p>・太陽光発電事業への適切な法的規制の実行にあたって、国と地方自治体との緊密な連携を図る観点から、地方三団体も交えた新たな連携枠組みを構築し、関係法令の総点検結果や対応方針、条例、法定外税、事業を開始した事案に対する実効的な取組例、地域に裨益する仕組みの構築事例といった自治体における先進的な取組等、必要な情報共有を行う（令和7年度内に立ち上げを目指す）。</p> <p>○景観法の活用促進【国土交通省、農林水産省、環境省】（再掲）</p> <p>・市町村等が、明確な景観形成基準を設けた景観計画を策定し、事業者に対し当該基準に適合しない設置行為を適切に制限できるよう、景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表を行う（令和8年春頃までに実施予定）。</p> <p>○文化財保護法に関する事務連絡の発出【文部科学省】（再掲）</p> <p>・事業の実施に伴う天然記念物への影響の確認が不十分なまま天然記念物の滅失・き損につながる開発を適切に規制するため、自治体への事務連絡を発出する（令和7年度中に実施予定）。</p> <p>○地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】（再掲）</p> <p>・環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。見直し後は、見直しの考え方を地方公共団体に周知し、必要な連携を図る。</p> <p>○「全省庁横断再エネ事業監視体制」の構築【経済産業省】</p> <p>・「関係法令違反通報システム」における通報や「再エネGメン」の調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加し、我が国の太陽光発電全体において、各関係法令が確実に遵守される体制を構築する（令和8年度予算案に関連予算を計上し、令和8年度より実施予定）。</p>	<p>・令和8年3月18日に、地方三団体を交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を開催し、メガソーラー対策パッケージに基づく施策のうち自治体の実務に関わる内容を中心に情報提供を行った。4月14日には全国の自治体職員を対象とした連絡会議を開催し、情報提供を行う予定。</p>
<p>3</p> <p>・地域共生型への支援の重点化</p>	<p>○再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援【経済産業省】</p> <p>・2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）については、技術の進展によるコスト低減の状況や、太陽光発電に係る課題や特性を踏まえた支援策の重点化の方向性を念頭に、支援の廃止を含めて検討する。（令和7年度中に方針を決定予定）</p> <p>○次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】</p> <p>・公共インフラ空間への展開等を想定して、ペロブスカイト太陽電池の研究開発及び実証への支援を強化。また、需要家向けには、事前調査や導入計画の策定を新たに支援するなど導入の施策を強化（グリーンイノベーション基金や令和8年度予算案に関連予算を計上し、令和8年度より実施予定）。</p> <p>・また、カルコバイライトやペロブスカイト太陽電池等を積層させ高い発電効率を実現する新技術であるタンデム型太陽電池への支援を強化し、早期の社会実装を促していく（グリーンイノベーション基金や令和7年度予算にて措置済み、また、令和8年度予算案に関連予算を計上）。</p> <p>・地方公共団体が国庫補助を活用して公共施設等にペロブスカイト太陽電池を導入する事業について、新たに地方財政措置を講じる（令和8年度より実施予定）。</p> <p>○屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】</p> <p>・再エネ導入拡大の観点から、屋根設置を始めとした地域共生型の太陽光発電の導入形態（公共施設、公共インフラ空間等）に支援を重点化することを検討する（令和8年度中に方針を決定予定）。</p> <p>・工場等において使用するエネルギーの非化石エネルギーへの転換に当たり、省エネ・非化石転換法に基づく定期報告等の内容に屋根への太陽光発電設備の設置状況及び設置余地等を追加することで、その導入の検討を促す。（令和8年4月省令施行予定、定期報告は令和9年度報告より実施）</p> <p>○望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】</p> <p>・営農型太陽光発電については、農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する。</p> <p>○国等の再エネ電力調達における対応【環境省】</p> <p>・国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けることを環境配慮契約法基本方針に位置づける。これを通じて、再エネ電気の調達を行う民間企業や資金供給を行う金融機関に対しても、その社会的責任として、同様の対応を促していく（令和8年3月頃、環境配慮契約法基本方針の変更の閣議決定予定）。</p> <p>○地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】</p> <p>・多極分散構造にある太陽光発電について、長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、メンテナンス・リパワリング等を含む適切な事業実施を行う能力と地域の信頼を得られる責任ある主体を「長期安定適格太陽光発電事業者」として認定する制度の適切な運用等を通じ、こうした事業者への事業集約を促していく。（令和7年4月に省令施行済み）</p>	<p>・事業用太陽光発電（地上設置）について、令和9年度以降、FIT/FIP制度における支援の対象外とする方針を決定した。この方針を踏まえた告示改正を3月末に実施済み。</p> <p>・令和8年3月6日に開催された第18回産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会において、公共施設・インフラ空間特化型ペロブスカイト太陽電池の開発・実証のため、「次世代型太陽電池の開発」プロジェクト（グリーンイノベーション基金事業）の取組の拡充をすることを決議した。</p> <p>また、タンデム型太陽電池については、上記プロジェクトにおける「次世代型タンデム太陽電池量産技術実証事業」として、令和8年2月には2者の採択を決定するなど、研究開発の支援強化の取組を継続している。</p> <p>・ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業を令和7年度に開始し、5件採択した（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金）。</p> <p>・政府部門におけるペロブスカイト太陽電池の導入目標策定に向けてポテンシャル調査を実施（関係省庁と調整し、令和8年度夏頃に目標策定予定）</p> <p>・ペロブスカイト太陽電池導入にかかる新たな地方財政措置（令和8年度より実施予定）について、事務連絡や会議等で地方公共団体に周知した。</p> <p>・令和8年2月5日にとりまとめられた調達価格等算定委員会の意見（「令和8年度以降の調達価格等に関する意見」）に基づき、来年度の関係審議会で、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等や、支援の重点化を行う対象等について検討していく。</p> <p>・事業者が、工場等における屋根への太陽光発電設備の導入目標等を作成し、屋根への太陽光発電設備の設置状況及び設置余地等を国に報告する制度を構築するため、省エネ・非化石転換法省令を改正済み（令和8年4月1日施行）。制度概要資料をHP公表等による事業者周知を進めている。</p> <p>・現在開催している望ましい営農型太陽光発電に関する検討会等を通じて、望ましい取組の明確化や、不適切な取組への厳格な対応に向けた制度のあり方について、検討を進めている。</p> <p>・令和8年3月13日に環境配慮契約法基本方針の変更を閣議決定。地域と共生が図られていない発電施設の再エネ電気調達を避ける旨を規定した。環境大臣から3月6日に「ESG金融ハイレベル・パネル」で金融機関に取組を呼びかけた。国・自治体の調達担当者向けには令和8年6月頃に説明会を開催予定。</p> <p>・「長期安定適格太陽光発電事業者」について、令和7年4月1日より認定申請を受付開始し、令和8年1月30日に、3者に第1号認定を付与したところ。引き続きこの制度を適切に運用していく。</p>